10　外出

１．乗り物の割引

(1)　鉄道運賃の割引　　窓口　各駅などの乗車券販売窓口

【対象】ア　身体障害者手帳を持っている人
　　イ　療育手帳を持っている人
　　ウ　精神障害者保健福祉手帳を持っている人

①身体障害者手帳・療育手帳による運賃の割引

〇ＪＲ旅客運賃

手帳に記載された「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の種別（第１種・第２種）に応じて次の表のとおり割引されます。

種別		第１種障害者		第２種障害者	
乗車形態		障害者が単独で乗車	障害者が介護者とともに乗車	障害者が単独で乗車	12歳未満の障害者が介護者とともに乗車
乗車券の種類	普通乗車券	本人５割引（片道の営業キロが100キロを超える場合）	本人５割引 介護者５割引（距離制限なし）	本人５割引（片道の営業キロが100キロを超える場合）	×
	定期乗車券（※）	×	本人５割引 介護者５割引	×	介護者５割引
	回数乗車券	×	本人５割引 介護者５割引	×	×
	普通急行券	×	本人５割引 介護者５割引	×	×

（※）①介護者については、通勤定期乗車券のみ割引されます。
　　②小児定期乗車券は割引されません。

【手続】身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。なお、12歳以上の第１種手帳所持者が、介護者とともに、100km までの区間乗車する場合は、自動券売機で購入した小児乗車券の利用も可能です。（ただし、有人改札を利用してください。）

〇私鉄・横浜市営地下鉄等運賃

【内容】JR 運賃とほぼ同様の取扱いがなされています。なお、横浜市営地下鉄、シーサイドラインには障害者単独利用の場合の距離制限はありません。

【手続】身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。
なお、12歳以上の第１種手帳所持者が、介護者とともに、100km までの区間乗車する場合は、自動券売機で購入した小児乗車券の利用も可能です。
（ただし、有人改札を利用してください。）

【備考】各社により内容などが若干異なりますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。

②精神障害者保健福祉手帳による運賃の割引（手帳１級、京浜急行電鉄の場合）

精神障害者保健福祉手帳<u>１級</u>をお持ちの方が、介護者と共に<u>普通乗車券</u>で京急線（<u>京急線内各駅相互間に限る</u>）を利用する場合、障害者・介護者ともに運賃が５割引になります。

<u>本人単独での乗車は割引対象外です</u>。ＩＣカード乗車券（PASMO 等）、回数乗車券、定期乗車券についても割引対象外です。詳細は京急線各駅係員にお問い合わせください。

(2)　バス運賃の割引　　窓口　各交通機関

【対象】ア　身体障害者手帳を持っている人
　　イ　療育手帳を持っている人
　　ウ　精神障害者保健福祉手帳を持っている人

①身体障害者手帳・療育手帳による運賃の割引

手帳に記載された「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の種別（第１種・第２種）に応じて次の表のとおり割引されます。

種別	第１種障害者		第２種障害者
乗車形態	障害者が単独で乗車	障害者が介護者ともに乗車	障害者が単独で乗車
乗車券（運賃）	本人５割引	本人５割引 介護者５割引	本人５割引
定期乗車券（※）	本人３割引	本人３割引 介護者３割引	本人３割引

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、運賃割引証のいずれかを提示してください。

【備考】・障害者が乗車するときは、手帳の提示のみで利用できます。
　　第１種の人は介護者の割引もできます。
　　・手帳の紛失が心配な人に割引証を障害福祉課及び各行政センターで交付しています。
　　・県外のバスは、各社により内容などが異なります。

②精神障害者保健福祉手帳による運賃の割引（全ての等級が対象、京急バスの場合）

神奈川県発行の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、川崎市内・横浜市内を除く神奈川県内の京浜急行バスの路線バスに乗車する場合、運賃が５割引になります。

高速バス、空港バス、定期券は対象外です。介護者や付添人の割引はありません。詳細は京急バス営業所までお問い合わせください。

(3)　国内航空運賃の割引　　窓口　各航空会社カウンター、営業所、指定代理店等

【内容】障害者に対して航空運賃が割引になる場合があります。

【備考】割引制度の有無、内容については、各航空会社等にお問い合わせください。

(4)　タクシー運賃の割引　　窓口　タクシーの運転手

【対象】ア　身体障害者手帳を持っている人
　　イ　療育手帳を持っている人

【内容】タクシー（個人タクシーを含む）を利用する場合、運賃が１割引となります。

【備考】①タクシーに乗車した際に、運転手に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。
　　②横浜・川崎・横須賀のタクシーに関する苦情や要望は、神奈川タクシーセンター（電話 045－252－0300）へお寄せください。ホームページもあります。
　　③一部のタクシー会社等に限り、精神障害者保健福祉手帳で割引を受けられる場合があります。

(5)　フェリー旅客運賃の割引　　窓口　東京湾フェリー(久里浜８-17-５　TEL 830-5622)

【対象】ア　身体障害者手帳を持っている人

イ　療育手帳を持っている人

ウ　精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】東京湾フェリーの旅客運賃で障害者本人と介護者１人分が５割引になります。

【手続】乗船券販売窓口で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示してください。

(6)　有料道路通行料金の割引　　窓口　障害福祉課

【対象】ア　身体障害者手帳を持っている人が自ら運転する自動車

（自家用車、二輪自動車（125CC 以上)、知人の車、レンタカー、代車など）

イ　第１種の身体障害者手帳を持っている人、第１種の療育手帳を持っている人を同乗させて、介護者が運転する自動車

（自家用車、二輪自動車（125CC 以上)、知人の車、レンタカー、代車、タクシー（一般・介護・福祉)、福祉有償運送車両など）

※注）自家用車、二輪自動車（125CC 以上）はＥＴＣ利用登録が障害者一人につき１台指定した車両で可能です（車種・所有者条件あり)。それ以外の車両はＥＴＣ利用登録はできませんが、一般レーン等で手帳と手帳に貼付しているシールを提示して割引を受けることができます。
ただし、【対象】ア・イ共通で、営業車（事業用)、軽トラック、一部貨物自動車など割引対象外の車両もありますので、詳細については**「有料道路ＥＴＣ割引登録係」**（**電話045-477-1233**）へお問い合わせください。

【内容】東日本・首都・中日本など高速道路株式会社６社、各府県道路公社等の有料道路通常料金が５割引になります。

【手続方法】

①オンライン申請（ＥＴＣ利用登録のみ）

サイト：https://www.expressway-discount.jp

問い合わせ先：**「有料道路ＥＴＣ割引登録係」**（**電話045-477-1233**）

②障害福祉課窓口申請（ＥＴＣ利用登録・一般レーン用登録）

＜持ち物＞ＥＴＣ利用登録の場合

身体障害者手帳、第１種の療育手帳、車検証※1、運転免許証（【対象】アのみ)、障害者本人名義のＥＴＣカード（障害者が18歳未満のときは親権者のＥＴＣカードも可)、ＥＴＣセットアップ申込書・証明書。

障害福祉課で証明を受けたのち、有料道路ＥＴＣ割引登録係へ証明書を提出。

※1. 電子車検証を取得されている場合は併せて**「自動車検査証記録事項」**の書類が必要となります。

＜持ち物＞一般レーン用登録の場合

身体障害者手帳、第１種の療育手帳、運転免許証（【対象】アのみ)。

手続き後、割引証明のシールを手帳に貼付します。

２．自動車等利用の援助

(1)　タクシー料金（自動車燃料費）の助成　　窓口　障害福祉課

【対象】ア　１級・２級の身体障害者手帳を持っていて、次に該当する人

〇視覚障害

〇ろうあ（聴覚障害のみの人は対象外）

〇肢体不自由

〇内部障害

イ　知能指数35以下の人

ウ　３級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数50以下の人

エ　１級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】タクシー(自動車燃料給油)利用券（450円相当）を月４枚、年間48枚を上限に交付します。

利用券は原則としてタクシー利用券として交付します。ただし、タクシーを利用できない人は、自動車燃料給油券として助成を受けることもできます。腎臓機能障害で血液透析を行っている人に対しては年間72枚を上限に交付します。

自動車燃料給油利用券として交付を受けた場合に利用券で給油できるのは、次の条件を満たす自動車１台に限られます。

〇対象者本人もしくは同居の家族または本市の区域内に住居を有する２親等以内の親族もしくはその配偶者が所有する普通自動車及び軽自動車（自家用車に限る）

【手続】①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

②車検証※1　（自動車燃料給油利用券として交付を受ける場合）

※１電子車検証を取得されている場合は、併せて「**自動車検査証記録事項**」の書類が必要となります。

※２代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類（委任状等）が必要です。

（住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合、委任状は不要です。）

【条件】①タクシー料金は１回につき７枚まで、自動車燃料給油費については１回につき４枚まで使用できます。

②施設に入所している人は受けられません。

③利用券の換金・譲渡はできません。

④タクシー利用券は、対象者が乗車している場合にのみ使用することができます。

⑤タクシー乗車の際は、運転手に障害者手帳を提示してください。

⑥自動車燃料給油利用券は、対象者本人が運転、または対象者の移動のために家族が運転する場合に限り利用できます。

⑦給油する前に障害者手帳をガソリンスタンドの従業員に提示してください。

⑧毎年２月初旬に、対象となる人に申請書を送付します。

締切までに申請書を提出していただいた人には、４月上旬から順次、簡易書留で配達されます。申請書を提出したにも関わらず、４月末になっても届かない場合は、障害福祉課までご連絡ください。

(2)　自動車運転訓練費の助成　　窓口　障害福祉課

【対象】身体障害者手帳を持っている人で、次に該当する人

○１級から４級までの下肢・体幹または内部障害

○１級の上肢障害

【内容】県公安委員会指定の自動車教習所で免許証取得のための初めての技能教習を受けた費用の３分の２を助成します。ただし、10万円を限度とします。

【手続】身体障害者手帳、技能検定合格証明書、運転免許証

【備考】申請の期限は免許証の初めての交付を受けた日から１年以内。免許は普通自動車に限ります。

(3)　自動車改造費用の助成　　窓口　障害福祉課

【対象】身体障害者手帳を持っていて、通勤などのために自分で所有する自動車を自分で運転する人（一部所得制限があります。）

【内容】自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を10万円を限度として助成します。

【手続】身体障害者手帳、見積書、運転免許証、車検証、自動車検査証記録事項（電子車検証を取得した方のみ）、源泉徴収票（必要時）、改造内容のわかるカタログ（コピー可）

【備考】改造を行う前に申請が必要です。

(4)　駐車禁止除外指定車の指定　　窓口　各警察署 交通課

【対象】「駐車禁止除外指定対象範囲」に該当する方

【内容】公安委員会から交付された駐車禁止除外指定車標章を掲示すれば、駐車禁止区域内（法定禁止区域、駐停車禁止区域内などを除く。）でも他の交通の妨害とならない限り駐車できます。

※駐車禁止除外指定車標章は、指定を受けた対象者本人に交付されますので、交付を受けた障害のある方が、現に乗車している車両に標章を掲出した場合に駐車できます。（車両を指定するものではありません。）

【手続】下記の必要書類をすべて１通ずつ用意し、下記担当窓口に申請してください。

(1)駐車禁止除外車両指定申請書

申請書は、各警察署の交通課窓口にあります。

また、神奈川県警察のホームページからダウンロードできます。

サイト：https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/kotsukankei/mesf4051.html

(2)交付を受ける方の住民票の写し（申請日から３か月以内に交付されたもの、コピー可）

(3)交付対象に該当することを証明する書面

（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病児童手帳等の写し及び原本）

※手帳等の写しは、氏名、生年月日、住所、障害名、個別等級記載の部分が確認できるように、Ａ４判にてご用意ください。

申請時に窓口にて確認しますので、手帳等の原本もお持ちください。

(4)旧標章（更新の場合のみ）

※旧標章を窓口で確認しますので、持参してください。また、新しい標章を受け取る際は、旧標章との交換になります。

(5)委任状（代理申請の場合のみ）

※障害者本人以外の代理人が申請する際に必要となる場合があります。

◎申請内容により、上記のほかに必要書類が生じることがあります。

◎標章は公安委員会交付のため、申請から交付まで約２～３週間かかります。

【申請窓口】住所地を管轄する警察署の交通課

午前９時～正午、午後１時～午後４時

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）

◎横 須 賀警察署　　電話 822－0110

◎田　　浦警察署　　電話 861－0110

◎横須賀南警察署　　電話 835－0110

駐車禁止除外指定対象範囲

身体障害者		以下の等級のとおり
視覚障害		１級から３級までの各級及び４級の１
聴覚障害		２級及び３級
平衡機能障害		３級
上肢不自由		１級、２級の１及び２級の２
下肢不自由		１級から４級までの各級
体幹不自由		１級から３級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級 （一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	１級及び２級
心臓機能障害		１級及び３級
じん臓機能障害		１級及び３級
呼吸器機能障害		１級及び３級
ぼうこう又は直腸の機能障害		１級及び３級
小腸機能障害		１級及び３級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１級から３級までの各級
肝臓機能障害		１級から３級までの各級

知的障害者	療育手帳　Ａ１，Ａ２所持者

精神障害者	精神障害者保健福祉手帳１級を所持している者のうち、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者に限る。

色素性乾皮症者	小児慢性特定疾病児童手帳等 色素性乾皮症の認定を受けている者

３．その他

(1)　障害者に関係するマークの一例

各団体等が作成・所管する障害者に関係するマークの一例を紹介します。
各マークは、以下に記載する各省庁・自治体・団体が作成・所管するものであり、お問い合わせ等は各マークの所管先へお願いします。(順不同)

障害者のための国際シンボルマーク

窓口　公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会　（TEL　03-5273-0601）

このマークは、障害者が利用できる建物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。
なお、個人の車にマークを表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力はありませんので、ご注意ください。

盲人のための国際シンボルマーク

窓口　社会福祉法人日本盲人福祉委員会（TEL　03-5291-7885）

世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。
視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

ほじょ犬マーク

窓口　厚生労働省社会・援護局　障害保健福祉部企画課自立支援振興室（TEL 03-5253-1111(代)）

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。
身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。
補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成24年10月に作成、推進しているマーク。
ヘルプマークの配布について、障害福祉課窓口にお申し付けください。

身体障害者標識（身体障害者マーク）

窓口　警察庁交通局交通企画課　（TEL 03-3581-0141(代)）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

窓口　警察庁交通局交通企画課　（TEL 03-3581-0141(代)）

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

耳マーク

窓口　一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
（TEL 03-3225-5600　FAX　03-3354-0046）

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

聴覚障害者は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

オストメイト用設備／オストメイト

窓口　公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団　（TEL　03-3221-6673）

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。

このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。

ハート・プラス　マーク

窓口　特定非営利活動法人ハート・プラスの会
（TEL　080-4824-9928）

「身体内部に障害がある人」を表しています。

身体内部（心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人は外見からわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の人の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

子ども用車いす

窓口　一般社団法人 mina family　（TEL　06-7777-2708）

「子ども用車いす」や「病気や障害があってベビーカーでしか移動できない人が使用しているベビーカー」、その利用を認めている施設の入口などに表示されています。

ベビーカーと間違えられがちですが、「車いす」と同じように畳む必要はなく使用できるものです。

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク

窓口　岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課　（TEL 058-214-2138）

白杖を頭上50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

（社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク）

(2)　施設通所者の交通費助成　　窓口　障害福祉課

【対象】市が定める障害者施設に通所している人

【内容】訓練などのため施設や地域作業所に通所した人に交通費を助成します。(①または②)

【補助額】①交通費の全額（最も経済的かつ合理的と認められる通所の経路及び方法により算出した額）

②自家用車による送迎は月額2,000円（ただし、１カ月の開所日数のうち、６日以上通所した人）

【手続】市内の施設・作業所に通所する人・・・通所先の施設でお手続きください。

市外の施設・作業所に通所する人・・・障害福祉課へお問い合わせください。

(3)　神奈川県福祉バス「ともしび号」の運行　　窓口　神奈中観光株式会社　福祉バス係

【対象】障害児者の利用者が３分の１以上の20名～50名までのグループ

【内容】障害者の人が文化・レクリエーション活動などに団体で出かける時に利用できる車いすリフト付大型バス「ともしび号」を運行します。

（１団体あたり１年度につき２日間まで）

【申込】申込受付専用ダイヤル(電話 042－706－4990　　FAX 042－788－2651)

受付日:利用希望日の３カ月前の同日

※申込み初日が土曜日・日曜日・祝日・年末年始の場合は直後の平日

受付時間：月曜日～金曜日　午前 10 時～正午